

「初回無料」「回数縛りなし」の定期購入に注意！

1回だけのお試しのつもりが、実は定期購入だった！

【相談事例】

SNS 広告に、ダイエット効果のある青汁が「初回無料」と表示されていたので注文したが、2回目の商品が届いて定期購入だったことがわかった。2回目以降の料金が高額なので解約したい。(20代女性)



女性からの相談が急増！
10代の契約も増えているよ！
気をつけてケロ！

SNS 広告は大事な情報を見逃がし
やすい！よく確認してケロ！



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

トラブル回避策

- ・ 広告を見ただけで「お得！」「無料で試せる」と判断せず、販売条件、解約・返品の規定をよく確認しましょう。
- ・ **注文最終画面**では、「定期購入」が条件になっていないか、時間をかけてじっくり確認しましょう。

おかしいな・・・と思ったら、局番なしの「188」にすぐ電話！

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや！）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！